

藤沢市建築基準等に関する条例の一部改正について
藤沢市建築基準等に関する条例の一部を次のように改正する。

2019年（令和元年）12月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市建築基準等に関する条例の一部を改正する条例
藤沢市建築基準等に関する条例（平成30年藤沢市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第112条第1項」を「第112条第2項」に改める。

第21条第3項及び第4項中「階における」を「各階における」に改める。

第23条第1項ただし書中「法第27条第1項第1号に規定する政令で定める」を「政令第110条の5に規定する」に、「政令第136条の2の」を「市長が別に定める」に改め、同項第2号ウを次のように改める。

ウ 外壁の開口部から当該開口部のある階の上階の開口部へ延焼するおそれがある場合においては、当該外壁の開口部の上部にひさしその他これに類するもので、次の（ア）から（エ）までのいずれかに該当する構造方法を用いるものが、防火上有効に設けられていること。

（ア）準耐火構造の床又は壁に用いる構造方法

（イ）防火構造に用いる構造方法

（ウ）政令第109条の3第2号ハ又は第115条の2第1項第4号に規定する構造に用いる構造方法

（エ）不燃材料で造ること。

第23条第1項第3号中「政令第129条の2の3第1項第1号ハ(2)に規定する構造」を「前号ウに該当する構造」に改め、同条第5項第1号及び第2号中「階における」を「各階における」に改める。

第29条第1項第2号中「第112条第13項第2号」を「第112条第18項第2号」に改め、同条3項中「第112条第14項及び第15項」を「第112条第19項及び第20項」に改める。

第35条第3項中「第112条第13項第2号」を「第112条第18項第2号」に改める。

第49条第1項第2号中「第112条第13項第1号」を「第112条第18項第1号」に改める。

第52条第3項中第2号を第3号とし、同項第1号中「第112条第14項及び第15項」を「第112条第19項及び第20項」に、「第112条第13項第2号」を「第112条第18項第2号」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 自動車車庫等の用途に供する部分が避難階にあり、かつ、その上部に他の用途に供する部分がなく、その他の部分と1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画したもの

第54条第1項第1号中「第112条第13項第2号」を「第112条第18項第2号」に改め、同条第2項中「第112条第14項及び第15項」を「第112条第19項及び第20項」に改める。

第56条第1項中「第19条」の次に「、第21条第3項若しくは第4項」を加え、「第52条第1項、第3項第1号若しくは第2号」を「第52条第1項若しくは第3項」に改め、「第59条第2号の規定」の次に「(次項において「耐火性能条例関係規定」という。)」を加え、同条第2項中「第52条第3項第1号」を「第52条第3項第2号」に改め、「規定」の次に「(以下この項において「防火区画等条例関係規定」という。)」を加え、「みなす。」を「みなし、これらの建築物に対する防火区画等条例関係規定以外の耐火性能条例関係規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。」に改める。

第59条第2号中「第112条第13項第1号又は第2号」を「第112条第18項第1号又は第2号」に改める。

第93条中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

附則第3項中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、建築基準法の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正をする必要による。